

## 第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業における現時点の環境配慮事項を検討した。

### 6.1. 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び幸手市によって策定されている公的な計画等のうち、本事業に関連するものを表 6.1-1 に示す。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、本事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮すべき事項について、表 6.1-2(1)～(6)に整理した。

表 6.1-1 本事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本計画（平成 19 年 3 月）
	第 6 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 18 年 3 月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 <埼玉県地球温暖化対策実行計画>（平成 21 年 2 月）
	彩の国豊かな自然環境づくり計画（平成 11 年 3 月）
	埼玉県広域緑地計画（平成 18 年 3 月）
	ゆとりとチャンスの埼玉プラン（平成 19 年 2 月）
	埼玉県長期ビジョン（平成 9 年 2 月）
	環境と共生する土地利用指針（平成 8 年 3 月）
	埼玉県国土利用計画（第三次）（平成 9 年 3 月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成 10 年 3 月改訂）（平成 19 年 9 月一部変更）
	埼玉県景観アクションプラン（平成 18 年 3 月）
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）
	田園都市産業ゾーン基本方針（平成 18 年 10 月）
幸手市	第 5 次幸手市総合振興計画 基本構想・前期基本計画（平成 21 年 3 月）
	幸手市都市計画マスタープラン（平成 13 年 3 月）
	幸手市水と緑の基本計画（平成 15 年 1 月）

表 6.1-2(1) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県環境基本計画 [埼玉県] (平成19年3月)</p>	<p>計画地及び周辺地域は、「低地地域」に位置しており、低地地域の環境配慮に際しては、以下の方向が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場や事業場、自動車から排出される汚染物質が、地域の大气環境に悪影響を与えていないこと。</li> <li>・工場排水、生活排水による自然の浄化能力を超えた水環境への負荷が生じていないこと。</li> <li>・様々な水辺や緑地において、水生生物などの多種多様な野生生物が生息していること。</li> <li>・池沼やため池などの良好な水辺環境が保全されていること。</li> <li>・屋敷林、社寺林、斜面林、水田などが一体となった田園景観が保全されていること。</li> <li>・雨水の地下浸透、雨水利用の促進や地下水から表流水への転換など、地域における適正な水循環が確保されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。</li> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・計画地の外周部に緑地を整備する。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・各立地企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> </ul>
<p>第6次埼玉県廃棄物処理基本計画 [埼玉県] (平成18年3月)</p>	<p>県内の産業廃棄物処理に関連して、以下の基本目標とその目標値が示されている。</p> <p>【基本目標】 環境政策・産業政策・都市政策の3つの政策の融合により、持続可能な循環型社会を実現する。</p> <p>【目標値(産業廃棄物)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量を平成15年度より7%削減する。</li> <li>・再生利用率を平成15年度の50.9%から56%に増加する。</li> <li>・最終処分量を平成15年度より27%削減する。</li> <li>・県外最終処分量を平成15年度より25%削減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。</li> <li>・各立地企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。</li> </ul>
<p>ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画) [埼玉県] (平成21年2月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】 2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比25%削減する。</p> <p>【温暖化対策の7つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素型で活力ある産業社会づくり</li> <li>・低炭素型ビジネススタイルへの転換</li> <li>・低炭素型ライフスタイルへの転換</li> <li>・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換</li> <li>・低炭素で潤いのある田園都市づくり</li> <li>・豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO<sub>2</sub>吸収源対策)</li> <li>・低炭素社会への環境教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の吸収源対策として、計画地の外周部に緑地を整備する。</li> <li>・各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> </ul>

表 6.1-2(2) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>彩の国豊かな自然環境づくり計画 [ 埼玉県 ] (平成 11 年 3 月)</p>	<p>計画地及び周辺地域は「低地」に属している。以下の将来像が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田や畦道に多くの野生生物が生息・生育している場所。</li> <li>・野生生物の生息・生育や移動が可能な、街路樹や植え込みのある場所。</li> <li>・農地が適切に耕作され、豊かな自然環境が残っている場所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地の外周部に緑地を整備する。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>
<p>埼玉県広域緑地計画 [ 埼玉県 ] (平成 18 年 3 月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」</li> </ul> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の核」をいかす</li> <li>・「緑の拠点」をつくる</li> <li>・「緑の形成軸」でつなぐ</li> </ul> <p>【地形別の配慮事項（低地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、集落等が一体となった田園景観が維持されるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の工場緑化を進めるとともに、計画地の外周部に周辺地域と調和した緑地を整備する。</li> </ul>
<p>ゆとりとチャンスの埼玉プラン [ 埼玉県 ] (平成 19 年 2 月)</p>	<p>平成 19 年度からの 5 年計画の分野別施策のうち、「暮らし・環境の分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <p>環境を守り持続可能な社会をつくる</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な緑の保全・創造・活用</li> <li>・森林の整備・保全</li> <li>・資源循環の推進</li> <li>・地球温暖化対策の推進</li> <li>・水環境の保全・創造</li> <li>・大気環境の保全</li> <li>・地域環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地の外周部に緑地を整備する。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・各立地企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。</li> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように、適切に配慮する。</li> </ul>

表 6.1-2(3) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県長期ビジョン [埼玉県] (平成9年2月)</p>	<p>計画地及び周辺地域は、「東部複合都市圏」に属しており、そのうち久喜市を中心とする地域については、以下の都市圏整備の方向が示されている。</p> <p>【東部複合都市圏の都市圏整備の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久喜市を中心とする地域は、東北道と圏央道が結節する地域などにおいて、産学研究機能を中心とする複合市街地の整備を進めるとともに、周辺の自然環境と調和する田園文化都市圏を形成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学研究機能を中心とする複合市街地の整備を念頭に、製造業用地、流通業用地、研究施設用地からなる土地利用を実現する。</li> <li>・周辺の水田を中心とする自然環境と調和を図るため、屋敷林をイメージした外周緑地等を創出する。</li> </ul>
<p>環境と共生する土地利用指針 [埼玉県] (平成8年3月)</p>	<p>計画地及び周辺地域に関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【低地地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落コミュニティの再生により地域の環境への管理能力を高め、台地と低地の接点となる斜面林や水田と集落が織り成す一体的な環境を継承するとともに、水と緑豊かな生活環境を創造する土地利用を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・計画地の外周部に緑地を整備する。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> <li>・各立地企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。</li> <li>・各立地企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> </ul>
<p>埼玉県国土利用計画 (第三次) [埼玉県] (平成9年3月)</p>	<p>県内の国土利用に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心できる県土利用</li> <li>・環境と共生する県土利用</li> <li>・美しくゆとりある県土利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・計画地内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>

表 6.1-2(4) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県土地利用基本計画 [ 埼玉県 ] (平成 10 年 3 月改訂) (平成 19 年 9 月一部変更)</p>	<p>計画地及び周辺地域は、「県南東部地域」に属しており、計画地及び周辺地域に関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【県南東部地域の土地利用の基本方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の多様性の確保を考慮して緑地や水辺空間を保全、回復、創造するとともに、そのネットワーク化を図るなどして、水と緑豊かな生活環境を創造する土地利用を進める。</li> <li>・農地について、県南東部地域のうち北部においては、米麦などの土地利用型農業を推進し、優良な農地を確保する。</li> <li>・生産、生活基盤を整備し、治水対策、震災対策などにより防災性を向上させ、安全で質の高い良好な生活環境の形成を図る。そして、地場産業の振興を図るとともに、先端技術産業、学術研究機関を誘導するが、それらの施設をはじめ、物流施設、廃棄物処理・処分施設などの立地については、周辺の土地利用との調和に十分配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。</li> <li>・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> <li>・各立地企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> <li>・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。</li> </ul>
<p>埼玉県景観アクションプラン [ 埼玉県 ] (平成 18 年 3 月)</p>	<p>県内の計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園と都市が織り成す美しい景観</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・県民が主体となった景観づくり</li> <li>・地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、身近な緑の保全・活用、水辺を活かした景観の創造に十分留意する。</li> <li>・各立地企業に対しては、建築物等の存在に際して、景観を阻害する要因を抑制するよう、働きかける。</li> </ul>
<p>埼玉県景観計画 [ 埼玉県 ] (平成 19 年 8 月)</p>	<p>計画地は「圏央道沿線区域」に、周辺地域は「圏央道沿線区域」のほか「都市区域」や「田園区域」に属している。以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。</p> <p><b>【基本目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。</li> </ul> <p><b>【基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり</li> <li>・歴史と伝統が語られる景観づくり</li> <li>・身近な生活環境を良くする景観づくり</li> <li>・県民が主体となった景観づくり</li> <li>・地域間の交流を進める景観づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、水田、水路、平地林、社寺林、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな田園景観の広がりについて十分留意する。</li> <li>・建築物の建築に際しては、景観形成基準(例えば、圏央道沿線区域に設けられた大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準など)に配慮するよう、各立地企業に対して働きかける。</li> </ul>

表 6.1-2(5) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>田園都市産業ゾーン基本方針 [ 埼玉県 ] (平成 18 年 10 月)</p>	<p>圏央道のインターチェンジに隣接する本地区は「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用される。以下の環境に配慮すべき基本的事項が示されている。</p> <p>【環境配慮の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [ 田園空間に配慮した緑地空間の創出 ] 一定規模以上の産業基盤づくりについて、埼玉の原風景である屋敷林をイメージさせるような緑地空間を創出するよう、配慮を求める。</li> <li>・ [ エコ・カーの導入 ] エコ・カー ( 低公害車 ) の導入について配慮を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「風土を活かした秩序ある土地利用」を目指し、田園空間と調和することを念頭に、埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る。</li> <li>・ 各立地企業に対して、実行可能な範囲で、最新の排出ガス適合車を採用するように指導する。</li> </ul>
<p>第 5 次幸手市総合振興計画 基本構想・前期基本計画 (平成 21 年 3 月)</p>	<p>計画地の位置する圏央道インターチェンジの東側地域は、『工業系ゾーン』に位置付けられ、周辺の田園環境と調和した新たな工業団地の整備及び優良企業の誘致が計画されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺農業の生産性や作業効率等を阻害しないよう、建築物の高さ・位置や関係車両の交通ルートの設定には可能な限り配慮する。</li> <li>・ 各立地企業に対しては、敷地内の緑化や建築物の色彩等に関して、周辺の美しい田園景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> <li>・ 計画地内の緑化等に際しては、周辺の田園環境に生息・生育する生物の生息・生育空間の連続性に十分配慮する。</li> <li>・ 地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> </ul>
<p>幸手市都市計画マスタープラン [ 幸手市 ] (平成 13 年 3 月)</p>	<p>計画地は南地区に区分され、地区の整備方針のうち、本事業計画に関係するものを以下に抜粋する。</p> <p>【まちづくりの将来像】 幸手市の未来を創造する複合市街地と田園環境が調和する活力と潤いのあるまち</p> <p>【まちづくりの基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターチェンジ周辺の活力と潤いのある複合市街地の実現</li> <li>・ 幹線道路を中心とした円滑な道路体系の実現と快適な農村環境の形成</li> <li>・ 水と緑のゾーンを形成するまとまりのある緑地空間の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各立地企業に対しては、敷地内の緑化や建築物の色彩等に関して、周辺の美しい田園景観との調和に努めるよう、働きかける。</li> <li>・ 計画地内の緑化等に際しては、周辺の田園環境に生息・生育する生物の生息・生育空間の連続性に十分配慮する。</li> <li>・ 地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。</li> </ul>

表 6.1-2(6) 計画等の内容と本事業における配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>幸手市水と緑の基本計画 [ 幸手市 ] (平成 15 年 1 月)</p>	<p>計画地は緑化重点地区として「首都圏中央連絡自動車道周辺及び IC 周辺地区」に位置付けられ、地区の整備方針のうち、本事業計画に係るものを以下に抜粋する。</p> <p>【地区整備方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏央道沿いにふれあい散策路を配置するとともに、高木による緑地帯を整備し、緩衝緑地帯として、圏央道の高架橋の圧迫感等の軽減を図る。</li> <li>・圏央道沿いの緑地帯をふれあい散策路として整備し、河川沿いの水と緑の軸をつなぐ道路の水と緑の軸とする。</li> <li>・ICの出入口となる交差点付近を幸手市への玄関口として、「水と緑の豊かさ」を演出する景観的配慮を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地の外周に当たる圏央道、都市計画道路惣新田幸手線バイパス沿いについては、ふれあい散策路と調和する緑地帯を整備する。</li> <li>・幸手インターチェンジ(仮称)の出入口となる圏央道と都市計画道路惣新田幸手線バイパスの交差点付近については、緑地と開水面等の効果的な整備により、「水と緑の豊かな幸手市」を視覚的に印象付けられるよう、景観的配慮を行う。</li> </ul>

## 6.2. 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象域

### 6.2.1. 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、計画地及びその周辺地域(計画地の周囲 3km 以内の地域のうち計画地を除く範囲)における指定状況を表 6.2.1-1 に整理した。

計画地は、地下水採取規制区域、市街化調整区域、農用地区域、景観計画区域(特定課題対応区域)に指定されている。

表 6.2.1-1 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	計画地 周辺地域		
自然 保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
			×	×	茨城県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		×	×	埼玉県自然環境保全条例	
		×	×	茨城県自然環境保全条例	
	自然遺産	×	×	世界遺産条例	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		緑地保全地区	×	×	都市緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×		
		その他（ふるさとの森等）	×	×	幸手市水と緑の基本計画
			×	×	久喜市緑の基本計画
			×	×	杉戸町緑の基本計画
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
特定猟具使用禁止区域(銃)		×			
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に挙げられている 湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×		河川法	
	河川保全区域	×			
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制区域	×	×	工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
			埼玉県生活環境保全条例 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例		
土地利 用関係	市街化区域	×		都市計画法	
	市街化調整区域				
	農用地区域			農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画対象民有林	×	×	森林法	
文化財 保護法	史跡・名称・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×		文化財保護法	
		×		埼玉県文化財保護条例	
		×		茨城県文化財保護条例	
		×		幸手市文化財保護条例	
		×	×	久喜市文化財保護条例	
		×		杉戸町文化財保護条例	
		×	×	五霞町文化財保護条例	
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域(一般課題対応区域)	×		埼玉県景観条例	
	景観計画区域(特定課題対応区域)				
	景観計画区域(景観形成推進区域)	×	×		
	景観形成地区	×	×	茨城県景観形成条例	



## 6.2.2. その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及びその周辺地域（計画地の周囲 3km 以内の地域のうち計画地を除く範囲）には、表 6.2.2-1 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6.2.2-1 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	計画地での該当の有無
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が分布する。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	計画地及びその周辺地域には水田、農業用水路が分布し、良好な保水機能を有する地域となっている。
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	× 計画地及びその周辺地域は主に水田として利用されており、平坦地形となっている。
	重要な地形、地質及び自然現象	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	周辺地域には環境省レッドリストおよび埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	計画地及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	周辺地域には社寺林が分布する。
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	周辺地域には公園等が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	周辺地域には、国、県、市、町指定の文化財が分布する。

：計画地が該当する

：計画地は該当しないが周辺地域は該当する

×：計画地及びその周辺地域は該当しない

### **6.3.対象事業の立地回避が困難な理由**

#### **6.3.1. 計画地において対象事業を実施することが必要な理由**

「第5次幸手市総合振興計画 基本構想・前期基本計画（平成21年3月、幸手市）」において、計画地の位置する圏央道インターチェンジの東側地域は、周辺農業や美しい田園景観に配慮した良好な環境を整備し、周辺の田園環境と調和した新たな工業団地の整備及び優良企業の誘致を図る『工業系ゾーン』に位置付けられている。

#### **6.3.2. 対象事業の実施区域の変更が困難な理由**

本計画地は、圏央道インターチェンジに隣接している交通の拠点に位置し、また、前項で示したとおり、「第5次幸手市総合振興計画 基本構想・前期基本計画（平成21年3月、幸手市）」において『工業系ゾーン』に位置付けられ、新たな工業団地の整備及び優良企業の誘致を図る地域に位置付けられていること、その前提のもとで戦略的環境影響評価手続きが完了していることから、実施区域の変更は困難である。

### **6.4.対象事業による影響の回避または低減措置の検討**

現時点において、表6.2.1-1及び表6.2.2-1に示した内容を考慮し、本事業による影響の回避又は低減措置について検討を行った。

表6.4-1に検討結果を示す。

表 6.4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区 分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地及びその周辺地域においては水田の湛水被害が度々発生してきたことから、防災調整池を適切に設計し、周辺の排水路等への影響の回避又は低減に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地に近接して住居等が分布するため、これら住居地域への影響の回避又は低減に努める。なお、一部の項目で環境基準を上回る地域が存在することから、今後の現地調査の状況に応じて、既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努める。</li> <li>・計画地及び近接する地域に水道水源井戸が存在するため、地下水に与える影響の回避又は低減に努める。</li> <li>・計画地に近接する水田、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努める。</li> </ul>	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保等を目的として、計画地内に緩衝緑地帯を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減又は代償に努める。</li> <li>・動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める。</li> </ul>	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員や周辺地域住民の憩いの場となる公園や緩衝緑地帯を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋敷林、社寺林、水田等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に資するため、計画地の植栽や立地施設の色彩等について、周辺景観との調和に努める。</li> </ul>	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素の吸収源対策として、外周緑化の整備に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。</li> <li>・二酸化炭素の発生源対策として、高効率な機器の導入、事務所の断熱・省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制に努める。</li> </ul>	特になし

